

令和 6 年度第 5 回

北海道ヒグマ保護管理検討会

議 事 錄

日 時：2025年3月25日（火）午後3時開会
場 所：かでる 2・7 10階 1070 会議室

1. 開　　会

○事務局（井戸井ヒグマ対策室長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第5回北海道ヒグマ保護管理検討会を開催いたします。

2. 挨　　拶

○事務局（井戸井ヒグマ対策室長） 開催に当たりまして、環境生活部野生動物対策担当局長の新井田よりご挨拶を申し上げます。

○新井田野生動物対策担当局長 道庁環境生活部野生動物対策担当局長の新井田でございます。

令和6年度第5回北海道ヒグマ保護管理検討会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末の大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これまで長きにわたりましてご議論をいただいておりました北海道ヒグマ管理計画でございますが、昨年の12月26日に改定を行いました。

この間の構成員の皆様のご協力に改めて感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

また、前回の検討会の中で、計画の内容を道民の皆様に分かりやすくお伝えすることが重要ということでご意見をいただいておりました。計画の改定の背景や、あつれきの減少のための方策などについて、道としてのメッセージも含めて、分かりやすい形での冊子を作成しているところでございます。こちらにつきましては、事前に構成員の皆様には一度お送りさせていただいていますが、現在、鋭意作成中でございますので、なるべく早く皆様のお手元に届くようにしたいと考えてございます。

これからは、まず、計画に掲げた方策を着実に、そして具体的に進めていくことが大事だと考えてございます。

本日は、今年度の取組の状況のほか、来年度の取組についてもご説明をしたいと考えてございます。

当面は、計画の取組を推進していくことに注力をしていくことになると思いますけれども、現計画は令和8年度までの期間ということでございます。

本日は、今後のヒグマ対策について、どういった視点での検討が必要かということにつきましても改めてご意見をいただければと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（井戸井ヒグマ対策室長） それでは、配付資料を確認させていただきますが、会議次第、出席者名簿、配席図、資料1、資料2、資料3となっております。

過不足はないでしょうか。

本日の出席者は、名簿のとおりでございまして、山本構成員と横山構成員がオンライン

での出席となっておりまして、構成員全員が出席となっております。

本日の議事は3点で、令和6年度の事業実施の結果、令和7年度の取組、そして、今後のヒグマ対策となります。構成員の皆様からご意見をいただければと思っております。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、要綱第4条第3項に基づきまして、佐藤座長にお願いいたします。よろしくお願ひします。

3. 議 事

○佐藤座長 佐藤です。

次第に沿って議事を進めたいと思います。

まず、（1）の令和6年度事業の実施結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（橋本主幹） それでは、私から、資料1の令和6年度事業実施計画の実施結果につきましてご説明させていただきます。

項目としては、大きく四つございまして、被害防止対策の推進、調査研究とモニタリング、総捕獲数管理、体制構築に向けた取組という四つの項目について、それぞれ令和6年度の実施計画の内容についてどのような事項を実施してきたのかをご説明した上で、四つの項目ごとにそれぞれ総括をするという形でご説明をさせていただきますので、この実施結果についてのご質問、あるいは、今後の取組につながるような取りまとめの仕方、あるいは、それぞれの取組に対してさらに推進すべき事項などについてご意見をいただければと考えております。

それでは、順にご説明いたします。

まず、被害防止対策の推進ということですけれども、項目としましては、一つ目に人身被害の防止ということで、計画の中では、道民などに対しての様々な機会を通じた注意喚起を行っており、それを具体的にどのように進めてきたかということになります。

まず、ヒグマのパネル展を開催しました。春、夏休みの期間、そして秋というそれぞれ出没や人が野外に出るような機会を通じて、パネル展で、ヒグマがどういう動物なのか、事故防止にどのような注意を払うのかということの情報提供をいたしました。

さらに、今お話ししたのは札幌のパネル展になるのですけれども、同じこのパネル展を全道各地でということで、日高、留萌、オホーツク、釧路の四つの振興局でそれぞれ順を追ってパネル展を開催し、その場所では来場者にリーフレットなども配ってまいりました。

このリーフレットに関しては、今年度、外国語版を含めたリーフレットを用意しております。これをさらにいろいろな方に見ていただきたいということで、特にレンタカーなどをを利用して道内を旅行される皆さんにヒグマに対する基本的な知識を身につけていただこうということで、市町村のほか、レンタカー会社などにも配付をしてきました。そのほか、様々なイベントの場での配布や、そのようなイベントの周知なども図っています。

イベントの中では、特に、7月から9月、一昨年度につくりましたヒグマ検定などのウ

エブコンテンツを活用して、子どもたちも参加できるようなアトラクションのような形で謎解きイベントを実施して、その中でヒグマの知識を深めてもらうということも実施していました。それから、普及をする際の様々なツールの一つとして、ほかの機関でも活用を進めている部分があるのですけれども、トランクキットを道としても作成しました。

また、出没情報を参照されている道民の方が多いことも意識調査などで分かっていますけれども、道警が発信した出没情報を道としてもリポストするとか、広く注意喚起が必要だというような出没情報に関しては、Yahoo!防災速報から発信するということも実施しております。

1枚めくっていただきて、さらに、春と秋の二つの時期に関しては、山菜採りなど、野外に出る機会が多く、そういう方が人身被害に遭われるケースが多いものですから、特別期間を設けております。この期間に集中的に情報発信などを行うということをやってまいりました。

さらに、ヒグマの注意報ですね。順を追って情報を提供しておりますけれども、特に注意が必要なものに関しては注意報を発出しておりまして、令和6年に関しては6件、令和5年に関しては13件ありましたので、数としては減っておりますけれども、引き続き、地域によって特に注意が必要なケースに関しては注意報の発出も行っております。

さらに、北海道に旅行される方には、北海道では特にヒグマに注意をしてください、あるいは、どういうところで情報が取れますというアナウンスを、飛行機に乗っている方に各航空会社のご協力をいただきてアナウンスをしていただきました。

そのほか、特に山林作業者の皆さんに安全に作業をやっていただくということで、ちょうど令和6年は山林作業者の方が人身被害に遭ったこと也有って、そういった情報発信もいたしました。

そのような情報発信などをしてきたほか、次に3ページをご覧ください。

人里への出没対策ということで、各市町村の皆さんからの要請に応じて、道のほうで専門人材を登録する制度がございますけれども、専門人材を派遣して、アドバイスをいただきたり、現地の調査をして専門家の視点での情報提供をしたりといった取組を行ってまいりました。令和6年度に関しては、派遣として10件の実績を挙げております。

そのほか、誘因物対策として、そのようなものがヒグマを呼びますよというようなことの情報発信、あるいは、どのような情報を整理するのかというようなことの検討も併せてしてきております。

次のページをご覧ください。

4ページになります。

人身被害発生時、これは、先ほどお話しした山林作業者の方が被害に遭われたことも含めて、令和6年度は、幸いに死亡事故はございませんでしたが、3件の人身被害が発生しておりまして、道総研エネルギー・環境・地質研究所の研究員にご協力をいただきて、現地の調査も行ってまいりました。

それから、農業被害の防止という観点では、電気柵の張り方を中心に講習会を開きました。

さらに、ゾーニング管理の導入ということで、モデル事業を実施して、3地域でゾーニング計画を策定していただき、その過程で得られた情報を基にガイドラインを作成するという取組を道として実施しました。

最後の5ページをご覧ください。

問題個体数の動向把握ということで、環境省の事業を活用して、札幌市のご協力などもいただきながら取組を行ったほか、出没データから問題個体の特定が可能かという検討も行ってまいりました。

被害防止対策の推進で実施してきた内容としては、おおむねそのようなことになっておりまして、総括としましては、人身被害防止に対して、これまでどおりの取組を継続してきたものも多いのですが、さらに、前年の成果を活用した発信の拡大を行ってまいりました。

そのほか、ゾーニング管理ですね。こちらは新たな取組ということでガイドラインを作成するところにまで来ております。

そして、人身被害は3件と非常に少なかったのですけれども、令和3年から見てみると、令和3年、それから、令和5年は人身被害が非常に多発しております、少なかったことが継続するというふうに安心せずに、引き続き、事故防止の啓発が必要と考えております。

また、ヒグマについての正しい知識などについては、これまでの成果としてのヒグマ検定、あるいは新たに作成したトランクキットなどを活用して、さらに、様々な対象に応じて、啓発資材を使って分かりやすく伝えていくこと、その辺のことが必要と考えているほか、事故を防ぐための啓発以外に、このゾーニング管理で、人とヒグマのすみ分けをきちんと図っていく、これをきちんと進める、市町村を通じて推進していくためにガイドラインを用いての情報支援や、ガイドラインを作成して取組を進めていく、すみ分けを図っていくといった財政支援を行っていくことが大事というふうに総括させていただきました。

続いて、調査研究とモニタリングについてです。

6ページになります。

こちらはまず、個体数指標の動向調査ということで、ヒグマの生息状況がどのようになっているのかという調査を実施してきております。

まず、基本的なところとして、捕獲個体からの情報収集を捕獲票などから行っています。

また、国有林の皆様をはじめとして、森林関係に携わる皆様のご協力をいただきながら、広域痕跡調査ということで、北海道で広くヒグマの痕跡の状況がどうなっているのかという情報を提供していただき、把握しております。

そのほか、実際の現地調査として、ヘアトラップ調査、それから、新たな技術として、

A I を活用してカメラの画像から個体識別を行うといった検証を 3 か年続けて実施をしました。

そのほか、捕獲個体の分析ということを、捕獲の現場からご協力いただいた検体を分析する形で進めたほか、問題個体の動向把握、生息環境の調査ということで、出没の多い少ないにも関わるということで、ヒグマの主要な食物となる堅果類の実なりの調査を、森林関係に携わる皆さんのご協力をいただきながら実施してきております。こちらは継続の形になっております。

1 枚めくっていただいて、7 ページは総括でございます。

動向把握に関しては、これまでどおりの取組を進めてきたほか、ヘアトラップについては、個体数推定の精度を向上させるために新たに調査地を増やすための事前調査を実施しました。

そのほか、A I による個体識別という新しい技術も、3 か年実施した結果として、おおむね実用レベルに達したことを確認してございます。

あつれきに関連しましては、人身被害についての現地調査を実施しましたほか、出没にも関連する堅果類の調査を実施しております。

今後につきましては、個体数管理に必要な個体数推定の精度向上のため、ヘアトラップ調査の拡充、新しいA Iなどを活用した個体識別技術なども活用できるのかの試験をしていくことが必要という総括をさせていただきました。

続きまして、1 ページめくっていただき、3 番目の総捕獲数管理です。

計画の改定前につきましては、メスの捕獲上限の確認をする形を取っていましたが、12 月に改定した計画の中では、メスの上限の設定は、地域個体群存続のための措置の際に必要になるのですけれども、現在、全道一円であつれき低減を図る措置が必要な状況になっており、この場合については、捕獲目標を設定して個体数管理を行っていくことになっておりまして、行ったことというのは、捕獲目標を設定して、今後、令和7 年から10 年間で1 万3, 290 頭を捕獲するという目標を設定しております。

これにつきましては、今後、最新のデータを使って計算をし直して、改めて、目標の設定、進捗の管理などを行っていく必要があるほか、その捕獲目標を積み上げるための取組をしっかりと進めていくという形で総括をさせていただきました。

最後に、4 番目の体制構築に向けた取組になります。

9 ページをご覧ください。

こちらは、主に地域の協議会などでの意見交換あるいは研修や訓練といった内容になってございます。

地域連絡協議会は、各振興局に設置をしておりまして、年に1 回程度、開催をしております。このような場を通じて、鳥獣捕獲の担い手確保の検討会と称して、地域の課題などについて、皆さんから情報をいただいたり、意見交換をするような場を設けたり、年末に、市町村の皆さんや猟友会をはじめとした捕獲従事者、それから、道警察の皆さんで、出没

の対応に当たってどのような地域の課題があるのか、そういったことの意見交換をする場を設けました。

そのほか、ＩＣＴを活用してどのような場所にヒグマが出るのかということを分析する検討を行ったほか、ヒグマ保護管理検討会に関しましては、皆様方に昨年から本日も含めて合計5回、検討会にご参加をいただきまして、主にヒグマ管理計画の改定についてご議論をいただきました。

そして、ヒグマ保護管理人材育成研修会に関しては、地域でヒグマの対策に関わるような振興局あるいは市町村の職員を中心とした皆さんに研修の機会を設けるということで、振興局で実地、座学と野外での研修を実施しました。

10ページの春期管理捕獲の運用ということで、捕獲従事者、特に経験の浅い方の研修の機会と位置づけておりまして、令和6年に関しては、延べ人数で1,808名、経験の浅い方は、うち900名の参加、それから、実延べ日数も423日と、参考として令和5年の結果を載せておりますけれども、かなりの数が令和6年に関しては増加しており、この部分は、各市町村の皆さんと捕獲従事者の皆さんが非常に高い関心を持って、春期管理捕獲を活用して人材育成に取り組まれているという結果になっていると思います。

そのほか、狩猟者確保に関しましては、様々な機会を通じて情報発信をするということで、出前教室や狩猟のフォーラム、捕獲従事者の皆さんを対象とした研修会などの場を設けてまいりました。

さらに、振興局の職員のレベルアップということで、研修会や研修の場に派遣をするといったことを行っております。

1ページめくっていただきまして、最後に、体制強化ということで、特にヒグマの出没に関わる市町村捕獲従事者や道警察の皆さんを中心に訓練などを実施してまいりました。

また、情報交換あるいは意見交換の機会を設けるということを先ほどの協議会のところでもご説明しましたが、そのようなことを実施してまいりました。

総括としては、様々な機会を通じて、そのような主体となる皆さんとともに地域対応力を強化していく中で、意見交換や研修の機会を設けてまいりまして、今後につきましても、こういった研修などを捕獲従事者の育成・確保のために設けるほか、鳥獣保護管理法の改正がございますので、この改正を踏まえまして、関係者の皆さんと意見交換や情報共有を進め、さらに、訓練などを進めて地域対応力の強化を図っていく必要があると考えております。

令和6年度の事業の実施結果とそれぞれの項目についての総括についての説明を終わります。

○佐藤座長 ご説明をありがとうございました。

今年度の事業の実施結果についてご説明いただきました。

それでは、構成員の先生方から質問、意見やコメントなどがありましたらお願いいいたします。

○飯島構成員　これは、ここで言うべきことではなく、議題（3）のところにむしろ関係するのかもしれないのですが、やられたことの説明があって、何をやったのかも理解できたのですけれども、その中で気になったのは、特に1の被害防止対策の推進についてです。

これは、いろいろな項目を道から発信したり、普及啓発をしたというところが述べられているのですけれども、管理計画というのは、何か目標があって、こちらで計画して、それに対して効果があったのかという評価が必要なのだと思います。

今、個体数に関しては、不確実性がありながらも推定がなされていて、それに対して、3番でもありましたか、達成率が何%かという議論があって、つまり、計画に対して実際にやって、どれぐらい達成できたのかという評価ができる状態になっているのですけれども、この被害ですね。ずっと出ているあつれきに関しては、例えば、それを防ぐためにこういった普及啓発などをしていて、それに対して本当にあつれきが減っているのかというところは実は書かれていません。それが資料3にあるあつれき指標化の検討というところとも絡んでくるのですが、これはずっと課題かなと思います。

それは、個体数に関してももちろんやっていって、どうしても達成できないところもあるかもしれませんけれども、あつれきが抑えられていたら、一応、計画としては成り立っているということになると思うのですが、今後は、こういう普及啓発をしたときに、誘因物に当たるものが本当に減ったのか、出没が減ったのかというように、やったことに対してあつれきが本当に減ったのかという評価ができるようになるといいと思います。

これは、今年の会議の中でもさんざん議論してきたと思いますが、個体数だけではなく、あつれきに関わる部分に関しても、対策をしたときにどれぐらい効果があったのかという評価ができるようになっていくといいと思いました。

○佐藤座長　重要な指摘だと思いますので、ぜひそのような形にしていっていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○宮内構成員　2点教えてください。

私が知らないだけかもしれないですが、一つは、北海道ヒグマ注意報とは何ですかということです。これは、市町村が普通に出している出没情報などと重ねてやっているのか、それとも、北海道で独自にやる必要があるのでやっているのか、これが第1点です。

○事務局（橋本主幹）　ヒグマ注意報は北海道独自で行っておりまして、目的としましては、市街地出没や人身被害が発生した際に、道民や来道者に対して人身被害防止などのために注意報を発することにしております。

段階がありまして、出没があった際、特に市街地付近など、人の生活圏で出没があり、農業被害などが発生している、あるいは出没が頻発しているというときには注意報、それから、そのような場所で人身被害が発生しているというときには警報と、危険度の段階に応じて情報発信をする形を取っております。

市街地付近以外の基本的にはヒグマも生息している場所に関しては、今言ったような農

業被害の発生や出没の頻発あるいは人身被害の発生に対して、必要に応じて注意喚起をしたり、あるいは、人身被害が発生している場合については、たとえ山野のヒグマが生息するような場所であっても、注意報を発するという形で対応することとしています。

○宮内構成員 二つ目ですけれども、計画の中でも、既に、各振興局に専門的知識を持った職員を配置し、そこが鍵になるということが以前からあったと思うのですけれども、それについては、今年度はどこまで進んだのか、それから、既にある程度進んでいるのであれば、今日お示しいただいた中で、どのあたりをその方々が担って進めているのかということを教えていただけますか。

○事務局（井戸井ヒグマ対策室長） 今、この場ですぐに人数という話にはならないのですけれども、我々は、2年ぐらい前から、専門的な知識を身につけていただくという形で各種研修に積極的に職員を出して技能を身につけてもらう形でやっております。そして、年度の人事異動のときにも、そういうことも考慮していただきながら配置をしていまして、着実に人は増やしています。

ただ、そこで1回研修を受けたから、すぐに現場でプロフェッショナルのように何かできるとは我々も思っていないので、引き続き、そういう専門的な研修に職員をどんどん出して、そういうスキルを身につけて高めていって、お互いに相乗効果を生み出すような形でやっていくような形で体制の強化を図っていきたいと、今まさに取り組んでいるところです。

○宮内構成員 どうもありがとうございます。

引き続き進めていただければと思いました。

多分、そこが結構大きな鍵になってくると、前から議論があると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○佐藤座長 ぜひ進めていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○浦田構成員 一地域から来た視点からこの資料を拝見しましたときに、感想としては、非常にいろいろなことを手を尽くしてやっていたいと見ていました。

ただ、以前の検討会で、この一連の計画なりが北海道民の総意としての全体の計画なのか、役所としての北海道庁としてのことを語っているのかというお話をしたことがあったと思うのですけれども、基本的にこの中で述べていることは、役所としての道庁がどう取り組んだかということだろうと思います。

この中では、直接、ヒグマをどうこうするということはないのですけれども、それに対するレスポンスも、先ほど飯島構成員がおっしゃったように、できていません。それは、役所としての道庁だけがこの活動をすれば目的が達せられるわけではなく、それに対応して各地方公共団体や関係団体が活動して初めてヒグマに対しての作用もできるし、どうだったかという情報も戻ってくるということかと思うのです。

ですから、恐らく、役所としての道庁のセクションは活動を始めているけれども、恐ら

く、なかなか及んでいないところはきっとあるだろうと思っていますし、自分のところもそうだろうと思っています。

したがいまして、そのレスポンスとしてのあつれきはどうだったかという評価、あるいは、個体数はどうだったかという評価がきちんと上がってくれれば、それを目指すわけですが、それとも、その中間的な情報として、相手方となる各地方公共団体や関係団体はどう動いてくれたのだろうかということも、情報として非常に大事なところかと思います。

これは、令和6年度のことだけではなく、7年度のこと、あるいは次期計画のときにも、理想としては道全体の私たちの計画でありたいのだけれども、現実としては北海道庁のこのセクションの計画ですので、その中で外部団体がどう活動してくれているということを項目として挙げて、情報としてあつたらいいと思います。

もう一点、続けていいでしょうか。

先ほど宮内構成員からもありました振興局に配置されている専門職員の方についてです。

育成にはもちろん時間がかかるのですが、将来的に現場でどんなアクションを期待しているのかということがいま一つ見えていなくて、それによって、受け止めとしては、例えば、過度な期待があったり、期待ができなかつたりということが起きてしまうかもしれませんので、目指すところとして、どんな活動、仕事の姿を構想しているかだけでも示していただけたら、職員さんのためにも、あるいは周りのためにもなるのではないかと思いました。

○事務局（井戸井ヒグマ対策室長）　今のご指摘は、まさに我々の課題そのものだと思っております。今ここですぐに答えられるものではないのですけれども、これから対策を進めていくに当たってあつれきをどう考えるのかというのは、レスポンスの話とも関係していく、すごく重要なことだと思っています。ただ、我々も何度も議論しているのですが、すごく難しいところでもあって、これから検討が必要なところかと思います。

ただ、一つ、今、ゾーニングというものを入れようとしておりまますので、そのゾーニングをやっていく中で、ある程度、出没が抑えられたのかどうかというところは地域では見えてくるのかなと期待しているところです。

これをやりながら、そういったところも含めて考えていくことになってくると思います。

余談ですけれども、普及啓発のところは、数字などですごく評価しづらいものだと思うので、そういうところは抜きにしても、我々はきちんとやっていかなければいけないと思っています。

最後の振興局が現場でどんなアクションを目指しているのかということですが、ヒグマの対策というのは、地域に根づいた対策だと我々は思っていて、14の振興局がありますけれども、そこがワンストップになって、困ったときに何か相談にきちんと乗ってあげる、法律はどうなのだと聞かれたらちゃんと答えてあげられる、現場で困っていたらちゃんと現場に行って一緒に解決策を考えていける、そういう専門的な知識を持った職員が地域にいるというのがいいなと思っています。

いきなり現場でクマが出たから、その職員が行って何とかするということを考えている

のであれば、そこまでの対応は実際に距離とか面積のこともあるって難しいと思っていますけれども、地域の中で対策を考える上で核になっていくような人、相談に乗っていただけるような、この人に相談できるというような方を目指しているとご理解いただければと思います。

○事務局（武田主幹） 専門的人材というのは、こういった資格を要するということを我々もまだなかなか決められていないですし、道の職員として特別なポストを設けるとなったら、また、それもいろいろハードルがあるところですが、まずは、今、室長が申しましたとおり、現場でしっかりと対応できる人間を育てて地域全体の対応力を上げていく、そういう中で、また、次の段階として、ヒグマ管理計画でもいつも話題になっています地域の実施体制をどう組織していくか、そういうものの鍵になるような人を道として地域に配置できればいいなと思っていますので、まず、地域とキャッチボールしながら、道の役割というものをより考えていかなければと思っています。

まだ大雑把なイメージで、こういう資格というのは言いづらい段階なのですが、そういったイメージで、我々は、今、仕事を進めているところです。

○佐藤座長 ほかにいかがでしょうか。

○釣賀構成員 今のお話に関連したことかもしれないのですが、今、振興局の役割であるとか、浦田構成員からは、各市町村がどういうふうに動いているかというか、どのようにこの計画に関連して動いてくれているかというところも非常に重要だというお話だったと思います。

これも以前から申し上げているように、各振興局で地域の実施計画がつくられていて、それに関する動きも少しずつ出てきているわけで、振興局ごとにどういう状況になっているかということもこの計画にとって非常に重要なと思いますので、その総括が本来はあるべきなのだろうと思います。

今、ここで説明してくださいという話でもないですし、半分は井戸井室長のお話でお答えいただいていると思いますので、今後、もっと動きが出てきたときに、例えば、特徴的なお話でも結構ですし、こういった総括の場でお話しitただけるといいと思います。

ここで、別の話もさせてください。

3番目のお話に関係してくるかと思うのですけれども、出没情報などを整理する体制を整えていますというお話をいただいたと思うのですが、その辺は今後どのようにされているのかというのがもしあれば、3番目のところでも結構ですので、お話しitいただければと思います。

もう一点は、つまらないことなのですが、モニタリングの個体数指標のところで広域痕跡調査のお話があって、その下の丸の「道総研に分析を依頼し」というところで、パー・キロメートル当たりの痕跡発見数が書いてあります。これは、現在はやっていなくて、恐らく出動班当たりの痕跡数を見ていますということの誤記かと思いますので、そこだけ私から訂正しておきます。

○佐藤座長 では、事務局から回答をお願いいたします。

○事務局（武田主幹） 出没情報の整理につきましては、今は市町村から毎月報告をいただき、それをまとめているのですが、リアルタイムな情報発信にはなかなかなっていないとのと、問題個体の分析は道総研に行っていただいているのですが、それとの関連性の整理あるいは対策の効果の実証、そういうものについてリンクさせて検討するものになかなかなっていません。これについては、新しい情報収集、それから、発信のシステムができないか、現在検討中です。

これからどのようなものが望ましいのか、これは予算措置も伴いますので、今の段階ではこれとは言えないのですが、道総研や有識者の方々とも相談しながら、北海道としてより有意義な情報収集・発信システムを検討し、できるだけ早い時期に実現させたいと考えています。

○佐藤座長 どうぞよろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤座長 それでは、議題（1）については終わりにしたいと思います。

重要な指摘がたくさんあったと思いますので、ぜひ目標や効果につながるような進捗報告であってほしいということと、役割がいろいろある中で、道庁や振興局としての役割や市町村の役割と併せて目標達成に向かうべきだと思います。

次の議題とも関連しますけれども、ここでの評価があるからこそ、次年度は何をしようかというところにつながると思いますし、前例踏襲ではなく、どこにより厚みを持たせなければいけないのかといったところにもつながると思いますので、そのあたりが今後もうまくつながっていくといいかなと思います。

それでは、続きまして、議事（2）の令和7年度の取組について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（橋本主幹） それでは、資料2の令和7年度の取組について、私からご説明させていただきます。

昨年12月に、検討会でも十分ご議論をいただいたて、ヒグマ管理計画（第2期）の改定を行いました、まず、令和7年度につきましては、この改定した内容での取組をしっかりと着実に進めていくことが重要と考えております、その内容を中心に令和7年度の取組をつくってございます。

まず、1番目のゾーニング管理の推進ですが、こちらに関しては、今年度中に、先ほど実施結果でもご説明をしましたが、モデル事業を実施いたしました。道内3地域、七飯町、名寄市、滝上町にご協力をいただいて、それぞれ、自然公園、都市部、農耕地といったそれぞれの特徴がある中で、ゾーニング計画を道として策定して、その案を各市町の皆様に提供し、それを各市町村で確定するというような手続をしていただきました。それを基に、令和7年度は、各町でその計画に基づいてそれぞれ取組をしていただくことを考えていま

す。

私たちとしては、まず、今年度の策定のプロセスで各市町の皆様にご協力をいただきましたけれども、そのプロセスで得られた情報を基に、まずはガイドラインを作成しました。その作成したガイドラインを、今後、先ほど今年度は各市町の皆さんに実際にゾーニング管理を進めてもらうという中で、情報を再度こちらに戻していただいて、その情報で、今年、机上でつくったガイドラインを、さらに実践に応じた内容に更新するという作業を行っていきたいと。そのような形で、まずはガイドラインを各市町村の皆さんに見ていただき、それを基に自分の地域でゾーニング計画を進める際に活用していただくほか、そのガイドラインを来年度はさらにバージョンアップして、実践に応じた部分を加えることで、さらに地域で活用しやすいものにしていきたいというところが、まずはゾーニング管理の推進の部分の取組と考えてございます。

そのほか、ゾーニング計画をつくる、それに基づいて取組を進めたいという市町村の皆さんのがいらっしゃいましたら、それに基づいて、捕獲をするとか、防除対策をするといったところには支援を行っていきたいと考えております。

ゾーニング管理の推進については以上です。

次に、個体数管理の実施ということで、このゾーニング管理の検討の中でも見えてきた部分ですけれども、計画の中で、実際に捕獲目標を達成するためにどのように捕獲の上積みを図っていくかというところで、問題個体の積極的な捕獲、春期管理捕獲、ゾーニング管理の捕獲を組み合わせることにしていましたが、この部分の中でも、特に上積みが図れる可能性がある部分は、有害捕獲は問題個体の捕獲になりますので、これは上積みをするという性質のものではないということ、それから、狩猟については、狩猟の魅力を発信するという形での増加というのはあるかもしれませんけれども、あくまでも個人の趣味の中で捕獲をするという内容になりますので、特に春期管理捕獲とゾーニング管理での捕獲に注力をする必要があるということがあります。

特に、このゾーニング管理の中でもバッファーに当たる部分ですね。緩衝地帯での捕獲、ここの中でいかに捕獲圧を強化できるかというところが、あつれき低減につながるのではないかという検討の結果が出てきております。

具体的には、出没や被害を防ぎたい防除地域や排除地域に当たる場所ですね。これまで、問題個体の管理の中では、そこってきた、あるいは被害があった時点で問題個体と判断をして捕獲するというのが現状だったのですけれども、それではあつれきの高まりは避けられないで、出る前にバッファーゾーンに当たる緩衝地帯で捕獲するなり、寄りつかないような防除をするといったことで、被害や出没のあっては困る場所で出没自体をなくす、被害自体をなくすということがこのバッファーゾーンでの捕獲圧の強化で実現ができるのではないか、これをゾーニング管理で推進していくこうというところを個体数管理の実施の中の取組の大きな部分の一つと考えております。

さらに、春期管理捕獲については、先ほどお話ししましたとおり、人材育成の部分もご

ざいまして、この部分は令和5年から6年に向けて非常に伸びているという結果も出ておりますので、それも踏まえて、捕獲をさらに伸ばすところを意識しながら、特に、春期管理捕獲をどういう場所で実施すると、それ以降に出没や被害につながるような個体を未然に捕獲することができるのかというころを、ゾーニング管理の中では特に意識して捕獲をしていくことが重要かなと考えております。

そういう意味でも、事前の情報収集、それに応じたゾーニング計画の検討が大事になってくると思いますけれども、個体数管理の中でも、春期管理捕獲とゾーニング管理による捕獲を、まだ私たちもどれが正解か分からぬのですが、今言ったような考え方で市町村の皆さんや地域の皆さんのご協力をいただきながら進めていければと考えております。

このような個体数管理を進めるに当たって、モニタリングを行う個体数水準が今どのような状況になっているかということもこれまで以上に押さえていく必要があると考えております。このモニタリングの充実の中では、地域個体群の中でも特に密度の低い地域の天塩・増毛、積丹・恵庭の2地域でヘアトラップ調査を実施していきたいと考えております。これは、これまで実施したことのない新たな地域になります。この情報が新たに加わることで、個体数指標の推定の精度の向上を図っていきたいと考えております。

また、このヘアトラップ調査は手間もお金もかかる調査ですので、さらに、実施結果の中で実用レベルに達してきたというお話をしましたAIで個体識別をする技術を用いて、どうやってこういった調査や問題個体の特定に活用できるかといった実証試験も行っていきたいと考えております。

次に、ヒグマに対応できる人材の育成・確保です。

こちらも、これまでの計画では体制の中に入っていた部分ですけれども、計画の改定に当たりまして、方策としてしっかりと取組を進めていくという改定をさせていただきました。

これにつきまして、まず、振興局向けのヒグマの管理研修会ということで、今、構成員の皆様からも複数のご意見をいただきましたが、振興局の職員のレベルアップを図って、地域の取組にしっかりと根を下ろして、地域の皆さんとともに対応に当たっていくができるように、振興局の職員の研修をしっかりやっていきたいと考えております。

ヒグマの生態、生態に応じてどのような対策を考えていくのか、また、先進事例ということで、ほかの地域ではこういうことをやっているよとか、電気柵は防除の中では非常に有効なツールと考えておりますが、これは振興局の職員としては必要なときには自らも張れるように設置方法をきちんと学ぶ、あるいは、モニタリングの充実の中でも、捕獲個体からの情報は今後も今以上にしっかりと取っていく必要があると考えておりますが、この検査の処理などをきちんと学び、その必要性を伝えて回収率を上げていく、あるいは、精度を上げていくといったことに振興局の職員が関わるような研修を実施していきたいと考えております。

また、知床自然大学院大学のプログラムなどを想定しておりますけれども、そういった研修プログラムには積極的に職員を派遣して、よりレベルの高い知識、技術を身につけて、

振興局の職員が地域で活動できるようにしていきたいと考えております。

次のページに行きまして、出没時の対応訓練です。

こちらにつきましては、その他のところで、鳥獣保護管理法の改正のお話が入っておりますが、そのあたりを特にしっかりと見据えながら、地域の出没の対応に当たる関係の皆さんを中心に、具体的には、市町村の皆さん、警察の方、実際に捕獲に当たる捕獲従事者の皆さんが中心になりますけれども、そういった皆さんと、法の決まりがどうなっているのか、地域でどういう場面でどのように対応するのかといったところの手順、あるいは、実際の訓練の中で課題を見つけて、それを共有しながら、どう改善していくのか、そういったことが検討できるような訓練を実施しまして、地域の連携強化を図っていきたいと考えております。

さらに、狩猟者向け講習ということで、捕獲従事者の中でも、特にヒグマの捕獲経験というものはしっかりと学び、経験を積んでいくことが必要と言われておりますので、そのような場を私たちのほうでも積極的につくっていきたいと考えております。春期管理捕獲の場はもちろん、それ以外の場でも、講習会や座学も含めて行っていきたいと思います。

初・中級者向けの捕獲実践研修に関しては、今お話しした春期管理捕獲の場を中心に、そういう春の捕獲を通じて経験の浅い方に伝える、そういった方が地域にいらっしゃらないとか、そういう場面がなかなかつくれないといったことにも対応できるような研修に引き続きしていきたいと考えております。そういった取組を通じて、ヒグマに対応できる人材、これは捕獲と管理の両面に当たってということになりますけれども、研修、訓練、座学を通して知識の普及を進めていきたいと考えております。

最後に、その他として、この2月に、これまで改正があるという情報がありましたけれども、具体的に鳥獣保護管理法第38条の改正の法案の閣議決定がなされまして、現在、国会に提出されていると聞いております。

人の生活圏で銃猟ができる緊急銃猟という手続を新たに設定するという内容になっておりますけれども、このような状況で、法案が成立した後、具体的にこれが動き出すことになりますので、これまで、道といたしましては、3月7日以降に、まず、私たちが持っている情報について、オンラインですが、市町村や猟友会を含めました捕獲従事者の皆さんに法案の説明をさせていただいております。今後は、そのような情報を速やかに共有しますとともに、国のほうでもガイドラインをつくっていくと聞いておりますので、そのようなものを参考にしながら、積極的に出没対応訓練などに取り入れて、実際に動き出すまでの間にしっかりと地域で対応できるように検討を進めていきたいと考えております。

令和7年度の取組については以上になりますが、ヒグマ対策について、予算額や具体的な取組として、さらに、今お話しした以外にも取組がございまして、それにつきましては、もう一枚、カラーで資料をつけておりますが、こういったものも令和7年度の取組として考えております。そのほか、もう一枚、参考資料2-2は、環境省で報道発表した閣議決定の際の資料になりますけれども、法案の概要となっております。こちらも参考にしてい

ただければと思います。

資料2のご説明は以上です。

○佐藤座長 ありがとうございました。

今年度のこの検討会の中でも何度も議論をしながら、昨年12月に改定となった管理計画は、実施の1年目が令和7年度となりますので、まずは新しい取組をしっかりと進めいくことが重要なと思います。

これにつきまして、ご質問やご意見などがございましたらお願ひいたします。

○飯島構成員 3点ありますが、その前に一つ確認したいのが、次の議題（3）の今後のヒグマ対策についてと今回の令和7年度の取組については分けたほうがいいですか。

逆に言うと、来年の話はこの令和7年度の取組で話すということは、今後というのもっと先というところですか。

○事務局（橋本主幹） はい。

○飯島構成員 では、そこを区別した上で、3点お伺いしたいと思います。

まず、R7年度の取組についての2番の個体数管理の実施についてですが、特に上積みが図れるのが春期管理捕獲とゾーニング管理の捕獲という説明がありました。これらの捕獲を想定するというところですけれども、具体的に先ほどのR6年度の取組を見ていると、それは大分前の資料になってしまいますが、R4年度における捕獲、その当時は上限でしたけれども、そこに対する達成率はかなり低いという状況を踏まえると、頑張るというだけでは、その目標に近づいていくのはなかなか難しい状況かと思います。

R7年度において、春期管理捕獲やゾーニング管理の捕獲数を上積みするために、具体的にどのような方策を想定しているかをまず教えてください。

○事務局（橋本主幹） 春期管理捕獲とゾーニング管理による捕獲は、どちらも基本的に市町村の皆さんに捕獲をしていただく必要がある内容になってございます。ですので、道といたしましては、この捕獲を進めていただくために、財政支援ということを考えております。

これは、環境省の指定管理鳥獣の交付金を活用する形で、市町村の皆さんのがこのゾーニング管理に基づいてバッファーで捕獲をするという場合、それから、春期管理捕獲につきましては、昨年はまだ道の一般財源からの支援ということになっておりましたが、令和7年度以降につきましては、先ほどお話しした国の指定管理鳥獣の交付金も活用しながら財政的な支援を行って、市町村の皆さんのが実施をする春期管理捕獲、ゾーニング管理での捕獲を支援したいと考えております。

○飯島構成員 二つ目に行く前に、今の件に重ねてですけれども、具体的に財政支援を想定されているということですが、具体的に前年度比でどれくらい増額になるような見込みなのでしょうか。

○事務局（橋本主幹） まず、ゾーニング管理に関しては、昨年度はやっていないので、基本的には100%上積みということになります。春の捕獲に関しては、基本的には同じ

レベルでやっておりますので、微妙な額の違いはあるのですけれども、考え方としては同じレベルの支援という形になってございました。

そのほかに、財政的な部分では、農林水産省が、令和7年度に、市町村の協議会あるいは市町村に直接ということになるのですが、クマ特別対策に関しては地域の協議会に定額の交付金を用意しております、そちらでの対応ということも場合によってはあり得ると思っておりました。

○飯島構成員 分かりました。ありがとうございます。

では、今年度できれば確認をお願いしたいのは、ほかの獣種でもそうですが、予算的に潤沢につけても、実行のほうで人手のほうの問題で捕れないというケースも出てくると思っています。

ですから、今年度、こういうふうに新たな予算措置をしたときに、捕獲数が増えたのか減ったのか、増えたときにはそのままできたという話になるのですが、あまり変わらなかつたときに、それは予算の問題だったのか、人の問題だったのかということを分けておくと、次年度はさらに対策が進むと思うので、そこはヒアリングなどをしていただければというのがお願いです。これが1点目です。

2点目です。

先ほど、今後のヒグマ対策についてと分けますかと聞いたのですが、あつれきの変化はすごく大事だと思っています。今、農林業被害額が出てきています、かなり大きいスケールでのすごく大きいトレンドには向いているかもしれません、前のほうでも話をしましたが、捕獲もそうですし、普及啓発あるいは防止対策をしたときに、ちゃんと防げたのかということを評価すると。これはほかの獣種でも結構難しいです。ヒグマの場合はあつれきという言葉を使って、シカなどだと被害という言葉を使いますが、肝心の止めたい、防ぎたいことのほうの評価がずっと難しくて、その指標化をずっと議論している段階です。ですから、これはかなり時間がかかるので、今後と言わず、ぜひ次年度にあつれきの指標化に取り組んでいただきたいというのがお願いです。

もう一つあって、次の計画になるタイミングというか、今の計画がR8年度までというお話があったと思うのですが、計画改定の前の年ですね。ほぼ1年たつと改定年になります。改定年は、もう枠が固まっていて議論を始めなければいけなくて、そこに入る項目は2年前から考えなければいけない。となると、実は次年度にやらなければいけないですよ。次年度というか、もう4月からです。

これは、エゾシカも今は同じ状況で、2年前の4月から、次の計画で何をやるかという議論を始める段階なので、R7年度には、次期計画にどういう項目を盛り込むか、整理が必要かという検討はぜひしていただきたいというのがお願いです。

三つ目は、こちらで聞くことではないのかもしれないのですが、最後の参考資料2-2で、この新たな法律というところです。

これは、どちらかというと環境省の方に答えていただくのがいいと思うのですが、主な

改正内容に、市町村長がこの緊急銃猟というのを判断できるというふうに書いてあるように読めるのですけれども、これは、従前のこと、例えば、警察官職務執行法による命令などで、これが判断をした、しなかつたで裁判にもなったと思うのです。

この法律が変わったときに、実際に市町村長がそこに行って判断するとは思えないのですけれども、きちんとした判断がなされて捕獲者に不利益が出ないような形になっているか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○事務局（武田主幹） では、後ろのほうから行きます。

まず、鳥獣保護管理法改正ですけれども、おっしゃられたところがまさに課題でありまして、今まで鳥獣保護管理法第38条で市街地周辺での銃の使用が制限されていたわけです。そこを、この制度でもって、安全が確保された条件では、市町村長の指示によって鳥獣の一般的な有害捕獲の捕獲許可とは別に銃猟ができるという制度です。

市町村長、首長さん個人がいるわけではなく、現場監督者を定めるような形になります。その人が安全を確認の上で指示を出す、その責任は市町村にあるということで、ハンターさん個人の責任ではなく、市町村の立場で実行しようということです。もっとも、現場での判断はなかなか難しいので、それは警察も含めた様々な関係者が安全を確認して、合意の上で実施するという運用になろうかと思っています。

ただ、まだ細かな法令や、実施のガイドラインを、今後、国で示すのですけれども、それがまだ明らかになっていませんが、方向性としては今のような説明を環境省から受けています。

計画の改定の方向性については、次の3のところでまとめて説明いたします。

○佐藤座長 そのほか、質問、ご意見等はございませんか。

○浦田構成員 ゾーニングの管理の推進に関してですけれども、ゾーニング管理に基づく捕獲の許可、現在は被害防止のための捕獲許可が出ていると思うのですけれども、ゾーニング管理のための捕獲許可というのを実際に動かしていくのは、ゾーニングの計画ができると手を挙げたところからどんどん行くのか、あるいは、ガイドラインに従って適正にゾーニング設定がされているかという確認の上で、段階を踏んで横並びでしていくようなことをお考えなのか、どんな感じでしょうか。

○事務局（橋本主幹） 今、ヒグマ捕獲許可取扱方針の改定作業を行っておりまして、その中で、計画に基づいて、ゾーニング計画、あるいは、それに相当するような区域分けをしている計画を持っている場合について、いわゆる緩衝地帯、緩衝帶に当たるところでの捕獲をするというようなものをその基準の中に設けて、その目的で捕獲ができるように、今、許可基準の見直しをしております。

ですので、この許可基準に合致する市町村からの申請であれば、それに基づいて捕獲ができるという状況にしていきたいと考えております。

○佐藤座長 それでは、横山構成員、お願いします。

○横山構成員 先ほどの部分とも重なるのですが、参考資料2-1を見せていただきます

と、最後のページに捕獲頭数が書かれています。R5年は1,804頭、R3年が1,056頭と書いてあるのですが、正確でなくてもいいのですが、R6年の捕獲数とそのうちのメスの捕獲数について教えてください。例えば、先ほどの資料1では、R4年度のメスの捕獲数が地域ごとに示されておりますので、おおよそで構いませんが、R6年の捕獲総数と、それから、そのうちのメスがおおむねどの程度だったかというのを教えていただきたいのが1点です。

もう一つあるのですが、取りあえず、もし分かれば、その1点目をお願いしたいと思います。

○事務局（武田主幹） 令和6年度の集計はまだ途中でして、環境省に報告している捕獲数は、これはまだ狩猟を含みませんけれども、700頭ちょっとです。まだ集計漏れがあるのでまだ増えるということと、狩猟の報告の集計がこれからなので、その分もまだ増えます。

オスメスの比率ですが、今、正確な頭数はすぐに出ないのですけれども、大体例年どおりでオス7、メス3くらいの比率と見てています。

○横山構成員 そうしましたら、R5年度は大量出没年ということで1,800頭ということですが、今年度、R6年度の半数以下という数値は、捕獲促進を行って、環境的にはクマがあまり出没する年ではなかったけれども、捕獲促進をしたことによって、この数字を達成したのか、あるいは、この数値が足りていないのかなど、大量出没年ではない年としては、今年度はどういう捕獲と評価されているのかというところを教えてください。

○事務局（橋本主幹） この令和6年、令和5年に関しては、改定した計画に基づく捕獲目標に関連して、まだ積極的に何か取組をしたというわけではなく、これまでどおり、出没を確認して問題個体と判断した結果として捕獲されたその積み上げが、令和5年に関しては1,804頭、令和6年に関しては700頭程度という状況になっておりますので、今後、令和7年以降に関しては、この数に加えて、春の捕獲の捕獲数が結果的にどうなるのか、あるいは、ゾーニング管理で行う捕獲がさらにどのぐらい上積みされるのかといったところを見て評価をしていく必要があると考えておりますが、令和6年までは、特に私たちの働きかけのない状態での捕獲結果と押さえております。

○横山構成員 通常の許可捕獲、出没があるから駆除を行ったという捕獲で、大量出没しない年の通常年と同じような状況だったのが今年という理解でよろしいですか。

○事務局（橋本主幹） そのような考えでおりました。

○横山構成員 これに対して、捕獲促進を来年度からするということで、通常年の、被害があるから駆除をするというものに加えて、ゾーン捕獲や春期捕獲など、そういうしたもので捕獲数の増強を図るというところがどうなるかというところだと思いますので、これまでの過去の捕獲は、どのような捕獲を行ってどういう成果だったかというところと、それを今後どう増やしていくのか、特にメスをどうしていくのかとか、そういったところ、既存のデータからの捕獲の検討というのは、十分行っていく必要があると思いますので、よ

ろしくお願ひいたします。

○佐藤座長 ほかによろしいでしょうか。

○釣賀構成員 先ほどの説明の中で、個体数管理の実施のところですが、大きな方針として春期管理捕獲とゾーニング管理での捕獲によって捕獲圧を高めていくということは全く異論がないのですけれども、説明の中で、現状の有害捕獲に関しては、そこは上積みできないというご説明だったと思います。これは、恐らく市町村によると思うのですけれども、段階判断をする中で、捕獲が必要ないという判断に至っていた問題個体も中にはいるはずです。地域の対応力や、捕獲するとなると、かなりエフォートもかかりますし、そこまでする必要はないという判断で捕獲しなかったという個体も市町村によってはあるはずです。

バッファーゾーンにいるものに対して捕獲圧をかけるのも、もちろん重要ですけれども、排除地域や防除地域において、捕獲しきれていない捕獲すべき個体の上積み分も意識しておくことが重要ではないでしょうか。恐らく、捕獲するときは、そこから捕るほうが、わざわざ生息地に入って捕獲するよりもエフォートがかからないと思うのですよね。

ですから、市町村に対しては、そういう説明も、今までの捕獲の延長の中で強化をしていってほしいということは言ってもいいと思います。

○佐藤座長 山本構成員、お願ひいたします。

○山本構成員 二つほどお聞きしたいと思います。

資料2の2番目の個体数管理の実施のところで、先ほどの議案（1）のときにもお聞きすればよかったです。春期管理捕獲が、今の資料2の説明の中でR6年度は伸びたというお話もありましたし、来年度も、そこも重点的にやっていきたいというお話があったと思うのですけれども、資料1の10ページのところで見ると、まず、参加市町村や延べ日数あるいは延べ人数については、令和5年から令和6年にかけてかなり増加しているのを見受けますが、一方、捕獲数については、令和5年は20頭であったのに対して、令和6年が14頭ということで、捕獲数自体が伸びているように見受けられません。

参加した市町村において参加者や参加日数などが増えている中で、捕れない理由や捕れなかった課題などがあったのではないかと思うのですけれども、そのあたりの詳細、各市町村の状況は把握されていらっしゃいますか。

もう一つは、こちらのネットがよくないのか、音声が切れたところもあって聞けなかつたのかもしれないですが、バッファーゾーンの捕獲圧強化のお話で、先ほど、許可基準の見直しも行っていらっしゃるということでしたが、これは、各市町村でバッファーゾーンにおける捕獲事業を何らか立てて、それに対して支援するという理解でよろしいですか。

○事務局（武田主幹） まず最初に、春期管理捕獲の捕獲数の評価ですけれども、参加市町村と参加人数は大幅に増えたのですが、必ずしも全て、春の時期のヒグマの捕獲に十分な知見を持っているわけではない、訓練や、まずはやってみようという目的に参加した市町村が多かったので、その分、参加者数、イコール、捕獲数の増加になったわけではないことと、このときに、雪解けが非常に早く、クマの動きがいつもと違って、それ

で捕獲実績が上がらなかつたという聞き取りもありました。

いずれにしても、全ての市町村に聞き取りを行つて、課題とか、どのような状況で捕獲したかの調査を行つて、また、その課題を整理して、次の検討材料としているところです。

○事務局（橋本主幹）　もう一点、ゾーニング捕獲での許可基準の考え方ですが、現在検討しているところでは、被害防止の捕獲でも、隣接する森林の中では捕獲できるという基準に現状でもなつてゐるのですが、そこは、必要最小限という制限がかかっています。

それに対して、きちんとゾーニング計画を立て、緩衝帯を設け、森林であつても捕獲が必要だという計画になつていれば、必要最小限という制限を取つ払つて、例えは、多少奥に入った森林でわなをかけて捕獲することも可能な、そういう基準で対応できるように考えておりました。

○山本構成員　そうすると、狩猟とか有害捕獲の枠の中で、その許可基準を見直すということですか。

管理捕獲、要は、指定管理鳥獣の交付金の支援などもあつたのですけれども、どの捕獲の枠でその許可を見直すのか、理解できなかつたです。

○事務局（橋本主幹）　それに関しては、狩猟ではなく、あくまでも許可捕獲ということになります。

さらに、被害防止を目的としているのですけれども、個体数管理のための捕獲ということになって、新たな目的を追加して、その目的で許可申請をしていただくような内容で考えておりました。

○山本構成員　ということは、新しいお話ですよね。狩猟でもなく、有害捕獲でもなく、バッファーゾーンによるゾーニング計画がしっかりとあれば管理捕獲として許可を出す、という理解でよいとすれば、その許可を出すのは、市町村主体の何かの事業に基づくものではないというと、運用方法があまりイメージできなくて。どういう感じで運用するイメージなのかなと思って、そのあたりはこれからですか。

○事務局（武田主幹）　もう一度、説明いたします。

枠としては許可捕獲になりますけれども、シカでやつてゐるような指定管理鳥獣の事業ではなく、今考へてゐるのは、許可捕獲の中で、バッファーゾーンに関しては、すみ分けを図るために個体数調整の機能も許可捕獲の中に持たせようという考へです。

ですから、シカでやつてゐるような指定管理制度と鳥獣捕獲制度、それから許可捕獲制度、狩猟の制度の三つの中で、クマの場合は一律に頭数を下げるような指定管理の制度はなじまないと考へていて、狩猟は今までどおりで、プラス、許可捕獲の部分を拡大するという考へになります。

○山本構成員　分かりました。ありがとうございます。

○佐藤座長　ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤座長　まずは、個体数管理での捕獲で、今、議論のあったような変更があつたとい

うことですので、ぜひ、振興局を通じて、市町村、それから従事者の方たちにも十分な説明をしていただいて、この新しい変化の成果が出るような運用をお願いしたいと思います。

それから、上のところで、捕獲だけではなく、防除対策への支援というところも書いてありますけれども、この部分がどうしても大事ですので、この防除対策の推進についても、ぜひ、市町村に重要性を繰り返しご説明いただければなと思います。

それでは、時間が大分押してしまいましたが、続きまして、議題（3）の今後のヒグマ対策について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（橋本主幹） それでは、資料3の今後のヒグマ対策についてご説明いたします。

先ほど、飯島構成員からもご指摘がありましたが、今後のヒグマ対策については、先ほど資料2でご説明した令和7年の取組のさらに先の内容になっております。

ご指摘をいただきましたとおり、改定した第2期計画の計画期間自体が令和8年度末までになりますので、それに向けて、私たちはどのような課題を持っているのか、どういう検討をしていかなければならないのかというところのセットアップをさせていただいて、そのご意見を基に、今後検討を始めていくという内容でご確認をいただければと思います。

まず、改定しました計画の中で、今後検討していきますと言っている中の重要な部分を2点抜き出しています。

あつれき評価指標につきましては、あつれきの状況を評価できるように検討を行うということを書いております。これは、昨年も、計画の改定の中でどのような評価をしていったらいいのか、宮内構成員にもご協力をいただきながら検討を進めてきておりますので、今後、その検討をさらに進めて、あつれき評価指標につなげていければと考えております。

もう一点、目指すべき体制ですが、こちらに関しては、今回の改定で特に手を入れた部分ではなく、第2期計画当初からこの検討を進める形になってございます。多様な主体が関わるヒグマ対策で適切な管理を進めていくためには、多様な主体が一緒になって様々な取組を総合的に進めていく必要があるという中で、どういった体制でヒグマの対応の実働を担っていくのか、そういうところの検討を進めていくという内容になってございます。これにつきましても、引き続き検討して、今後の新たな計画の中で、現状に応じた仕組みが検討できればと考えております。

最後に、その他になりますけれども、冒頭、局長の挨拶の中でもございましたが、現状の計画の構成が分かりづらいというご指摘はいただいておりましたので、新たな計画の中では、構成も含めた分かりやすい計画づくりが必要になってくると考えております。

また、地域個体群ごとに状況が違うというところを見極めてしっかり対応していくことが必要です。これも、佐藤座長をはじめ、構成員の皆様から繰り返しご指摘をいただいている部分だと承知しております。地域個体群ごとの評価をどうしていくのか、どのようにしていくのかということも、今後のヒグマ対策の中では重要な検討事項と考えております。

その地域ごとの中でも、日高・夕張地域につきましては、現状ではヒグマの分布に応じ

て一体としておりますけれども、生息状況や人の活動の状況、被害の状況などを考えると、今後、一つにまとめて評価、対応をしていくのが適切なのか、あるいは、分けて、その状況を見ながら対応していくのがいいのか、こういったところも、私たちとしてはしっかりと検討が必要ではないかと考えているところです。

まずは、検討すべき事項の頭出しというイメージですけれども、私たちとしては、このような状況で踏まえておりますので、これについての不足、あるいは、さらに別な見方で考えるべきなど、ご意見をいただければと思います。

私からは以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

改定計画がR7年度から具体的にスタートすると同時に、第3期の計画に向けての議論も進めていかなくてはいけないというところで、今日は、その先の話もご説明をいただきたいところです。

何かご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

○飯島構成員 本当は何点かあるのですが、時間もないでの、まずは重要なところをお話したいと思います。

あつれきの話です。

私としては、もう第3期の時点ではこれで評価ができるというものができていて、管理をやって、あつれきの指標がどう変化したのかと、要は管理の評価ができる体制にもう第3期の時点でなっているべきだと考えます。

そうすると、評価指標を第3期で探るということではなく、実際に来年度からデータを取り始めて、本当に使える指標なのかということをもうやる段階に来ていると考えます。

宮内構成員が作成されると先ほど説明があったのですけれども、具体的にどういう指標があるかということと、それを実際に収集できるような体制がもう次年度から取れているかというところについてお伺いします。

○事務局（橋本主幹） 昨年度は、7月の第2回検討会において、あつれきの指標を一覧にして検討資料として見ていただき、あつれきの評価についてご検討いただきました。その際に、あつれきをしっかりと定義して、あつれきというのが、実被害、精神的負担、経済的負担というものに分かれ、その中で具体的に被害や負担の内容はこういうものがありますと。そこまで分解すると、それぞれの内容に対して、例えば、こういうデータが、関連するデータとして集められるのではないかということを表にして7月にお示しました。

ただ、これはまだ机上でこういうものが考えられますという想定のレベルでしたので、今後は、それぞれのデータが実際に取れるのか、今、飯島構成員がご指摘されていたような、実際に取れる体制があるのかといったあたりをこれから詰めていくところかと考えてございました。

○飯島構成員 そうなのです。去年の検討会で、こういうものがありますと出されたのは私もちやんと覚えています。ただ、もちろん、これを全部のところで測るというわけでは

ないだろうというところだったのですが、去年は、改定のほうにどうしても議論が集中する中でその辺は進まなかつたというところがあります。

ですから、これは、やはり、第3期に向けて検討するというよりは、第3期ではもうこれは走るものだという前提に立って、次年度から、具体的に項目を絞った上での実際の調査をぜひお願ひしたいと考えます。

○宮内構成員 私から、補足説明というわけではないですが、私も飯島構成員と同じで、来年度から実施していいのではないかと思っています。7月にお示ししたものは、まだ不十分ではあるのですけれども、大体ああいうものだらうと思っております。つまり、数値的なものもあれば、定性的なものもあればということを多角的に考えてやるということで、もうスタートしてしまつていいと思います。

ただ、それを全市町村ができるかどうかはありますから、幾らか試行的にやってみるというところは来年度からやれると考えていますし、やるべきだらうと思っております。

○佐藤座長 それでは、横山構成員、お願ひいたします。

○横山構成員 目指すべき体制というところですけれども、先ほどのヒグマに対応できる人材の育成・確保にもつながると思うのですが、やはり、被害管理を実施する上では、ある程度、行政側にも地域側にもリーダーといった人が必要になってくると思います。

被害管理の基本としては、やはり、リーダーの育成があるのですが、そのあたりがあまり見えてこなかつたので、ぜひ、リーダー格となる人たちの育成を図って、体制を整えていくとか、そういうところも、非常に、ヒグマに対する地域力、ヒグマだけではなく、いろいろ野生鳥獣に対する地域力を高めていくために必要だと思います。リーダーの育成、特に調整能力ですね、コミュニケーションを図りながら、適切に多様な意見を取り入れてまとめ上げていく、あるいは、地域の意思をしっかりと形成していく、そういう人材をつくっていくというのが体制づくりに必要だと思いますので、そういうところも計画や実施に当たつて検討いただけたらと思います。

○佐藤座長 ほかにいかがでしようか。

○宮内構成員 全般的な話になりますし、目指すべき体制のところでもあるのですけれども、この間、幾つかの市町村にこの件でヒアリング等をしてかなり強く感じているのは、道と市町村とのコミュニケーションをもっとやらないと、せっかく立てた捕獲数を増やしていくという計画の実現は無理なのではないかというぐらいに思っております。それが相当な鍵になってくると思います。

例えば、先ほどの春期捕獲の話にしても、これからやろうとしているゾーニングを基にしたバッファーゾーンでの捕獲についても、それに対する積極姿勢あるいは消極姿勢みたいなものは市町村によって相当ばらばらですし、それぞれの市町村がこれまでヒグマ対策あるいは広く鳥獣対策をしてきた歴史的な経緯や、それぞれの地域の事情や、そういうものに相当寄っていると思うのです。道としては、それを重んじながら、全体として捕獲数を増やしていくことを目標に掲げている以上は、それを市町村にやりなさいと押しつける

わけにいきませんので、各市町村の事情を酌みながら、道としてはこう考えていて、こうやって一緒にやりませんかというコミュニケーションを取らないと、ちょっと難しいのではないかという感じがしております。そのための鍵が振興局の専門職員だと思うのです。

ですから、先ほどそういう質問もしたのですけれども、そのあたりをぜひ進めていただきたいと思っております。

○佐藤座長 ほかにいかがでしょうか。

○浦田構成員 全部言われてしまった感じがあるのですが、まさに横山構成員と宮内構成員のおっしゃるとおりかと思っています。

私のところが全体の地域を代表しているわけではないですが、乱暴に言えば、北海道にも国にもなるべく求めないでおこうと内部で言っていましたし、お金もなるべく受けたくないとも言っていました。現在、道がすごく頑張ってくれて、手取り足取り、制度とか、財源とか、マニュアルとか、ガイドラインとか、法律の改正も含めてやってくださっていますけれども、地域の当事者としては、それに囲まれる中で、結局、どうこなすかということになってしまって、一番大事な、当事者として相手をどうしたいのか、ヒグマをどうしたいのかという動機の部分が後回しになってしまふことがないのかと、自戒としていつも感じているところです。

動物を手にかける立場としては、やれと言われたからやったのだというようなことは、基本的にはあってはならないわけで、そのときに、周りはどうあれ、この場で自分たちはどうしたいのだという強い動機が当事者としてどうしても必要だと思っているのです。

そういう点では、地域に対して、あるいは地方自治体に対して、判断も含めて、検討も含めて本当はもっともっと多く求めていくべきフェーズだと思っていますが、そのときに、過度に頼ったり頼られたりしない体制にするために、もっと突き放したり、突き放されたりすべきなのかというと、恐らくそれも違うと思います。

そういうときに、今、最も大事になるのは道庁と市町村のつなぎの部分で、一方では、振興局に大きな期待がかかっていますし、もう一方では、振興局にただ単に愚痴を言うだけではなく、無理を言うだけではなく、きちんとした確な相談なりができる地域側のキーersonがいるかどうか、これはまさに横山構成員のおっしゃったとおりだと思っています。

今、そこに大きな鍵があって、その部分がないと、地域からのレスポンスもないし、道の施策の評価もできない、先へ進めない、まさにそこがネックになっているところだと、強く、自分たちに対しても求めていきたいと思っています。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○飯島構成員 私から2点です。

一つは、今まで、特に宮内構成員と浦田構成員がコメントされていたことの付け足しのようなものですけれども、やはり、この2番目の目指すべき体制のところですね。今は抜粋というところで、ちょっと抽象的なのは仕方がないと思うのですけれども、恐らくです

が、やはり、求めたいのはこういう役割ですよというものを立場とか機関ごとに一度明確化するのがいいと思います。

それをやった上で、ある意味、これをひっくり返すようですが、各市町村に、一応、想定しているのはこの機関の人にこういうことをやってほしいよ、でも、今までのこの市町村の実情を考えると、このテンプレにははまらないというものは出てきていいと思います。

それを考える材料として、多様な主体の協働というところがもうちょっと具体化する、具体的には、この立場の機関はこういうことを想定している、ここはこういうことを想定しているというものを具体的に示してあげるということが一つ必要であり、その上で、地域に応じてそれを変えていくということが必要かと思います。

それと関連するのが二つ目の話です。

下のほうのその他、これまでの議論を踏まえてというところの2番目の地域個体群ごとの評価という話ですが、これはヒグマの個体数だけの話でいいですか。

○事務局（橋本主幹） あつれきも含めてです。

○飯島構成員 そうすると、私はちょっと違う意見を持っています。というのは、あつれきを地域個体群という単位で見るのは大き過ぎるのではないかという気がしています。

クマの数というのは、もともと不確実性もあるし、ある意味、移動するということを考えると、地域個体群単位で考えるという評価は適切かと思うのですけれども、あつれきに関して言うと、恐らく、市町村レベルで、すごく熱心にやっているところもあれば、そうではないところもあるかもしれない、あるいは、やる気はあるけれども、体制がないというところもあって、そこのあつれきの度合いというのは、もうちょっと細かいスケールで評価をしたほうがいいという気がしていますが、この辺はいかがでしょうか。

○事務局（橋本主幹） そういう部分も含めて、あつれきの評価の手法を地域個体群というものと重ねて一緒に見ていくのか、それとも、別なレイヤーを持って、あつれきはこれで見るよというようなことを検討していくべきなのか、そういったところも含めて、今後、ご検討いただければなと思います。

○飯島構成員 むしろ、それは我々構成員側で検討する話かもしれませんくて、クマの個体数とか動向はこういう単位で表現するけれども、あつれきはこういう単位で表現する、それがかみ合わないとか、ちょっと違うときにどうやって評価するかというようなことは、我々構成員も含めて考えていかなければいけないと思います。

そういう意味で、両方とも地域個体群でいいかというところについては、今後も議論をさせていただければと思います。

○佐藤座長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤座長 今後のヒグマ対策についていろいろな意見が出ましたけれども、やはり、私も、一番大切なのは、まずは目指すべき体制のところかと思います。いろいろな議論はありましたけれども、この抜粋の文章の中でも具体的な検討を進めるとありますので、ぜ

ひ次年度から具体的な検討に進めればと思います。

特に、今もいろいろなお話がありましたけれども、振興局にいるべき人材とか、市町村とか、捕獲を担う人材までを含めて考えるのかとか、そういうたそれぞの立場ごとに、役割ごとに区別して、それぞれに求める姿を整理しながら、一方で、現場でそういうた体制をつくるときにどういうところがネックなのか、何が足りないのか、そういうたよりも具体的な議論ができるような機会を設けられないと、このまま第3期に行っても体制は整わないと思いますので、ぜひ早急な議論ができればと思っております。

そして、冒頭の飯島構成員のお話にもありましたけれども、あつれき指標については、ぜひ、来年度からもうデータを取り始めて、令和7年度、8年度と取っていく中で、第3期計画の中ではしっかりと評価対象となるような指標になっていくということがいいだろうと思いますので、ぜひその方向でご検討いただければと思います。

それでは、これで議題（3）を終わります。

4. その他

○佐藤座長 最後に、その他について、事務局からお願ひいたします。

○事務局（橋本主幹） 次回の検討会の開催ですけれども、今のところは6月から7月頃を考えております。

改めて、日程などはご案内させていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤座長 全体を通してご質問などがありましたらお願ひいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤座長 それでは、本日、皆さんからいただいたご意見を参考に、事務局では、具体的な計画の見直し内容を整理していただきまして、次回の検討会でご提示いただきたいと思います。

次第にあります議事はこれで全て終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

5. 閉会

○事務局（井戸井ヒグマ対策室長） 佐藤座長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第5回北海道ヒグマ保護管理検討会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以上